

開発許可申請添付書類一覧（一般）

令和 8 年 9 月 1 日

提出部数：2部（正本1部、副本1部）

No	添 付 書 類 等	備 考	確認
1	開発行為許可申請書	宛て名は「吉見町長」としてください。	
2	委 任 状	申請者の委任を受けて代理者が行う場合 代理者の ①資格 ②住所 ③電話及びFAX番号等を明記	
3	理 由 書	①土地選定の理由 ②業務内容等について記載すること	
4	法人登記事項証明書	申請者が法人の場合	
5	ハザードマップの写し	位置を朱書き ※ 自己居住用住宅のときは不要	
6	開発区域位置図（都市計画図の写し）	①方 位 ②縮 尺 ③位置を朱書き	
7	〃 区域図（住宅地図等の写し）	①方 位 ②縮 尺 ③区域を朱囲み	
8	公図の写し	①方 位 ②縮 尺 ③申請地及びすべての隣接地の地番・地目を記入	
9	土地登記事項証明書	申請日以前6か月以内に交付されたもの ※ 当該開発行為に関係のある区域外の土地も含む	
10	農振農用地区域除外証明書	申請地の地目が田又は畑の場合	
11	土地・建築物・工作物権利者の同意書	申請者本人が権利者の場合は不要。 ①実印押印 ②抵当権等の所有権以外の権利者含む	
12	上記権利者の印鑑証明書	申請日以前3か月以内に交付されたもの	
13	公共施設管理者の同意書	法第32条同意書	
14	公共施設管理者との協議書	新たに公共施設を設置する場合（区域外を含む。）	
15	設計説明書	※ 自己居住用住宅のときは不要	
16	現況写真（全景2方向以上）	①道路を入れて撮影 ②区域を朱囲み ③写真番号記載 ④写真方向図（写真番号、撮影方向を記載。現況図に記載も可）	
17	現 況 図（BMを明示）	①道路及び現況地盤高（隣接地を含む） ②方位・縮尺等記入	
18	求 積 図（実 測）	①面積（小数点以下第2位まで）②全ての辺長 ③方位・縮尺等記入	
19	土地利用計画図	①道路の位置（有効幅員、道路番号、建築基準法第 42 条該当号） ②公園・緑地等の位置 ③給・排水施設の位置、種別・管径、水の流れ方向（雨水・汚水系統別に着色） ④放流先の名称 ⑤予定建築物の位置、用途、規模 ⑥擁壁の位置及び種類 ⑦切土・盛土がない時はその旨 等を記入	
20	造成計画平面図	①申請地及び隣接地の現況・計画地盤高（BMを明示） ②切土・盛土をする土地の部分（盛土は茶、切土は黄で着色）③擁壁（義務・任意）の位置、種類及び高さ ④法面の位置及び形状 ⑤予定建築物の位置⑥ 縦横断線の位置 等を記入	
21	〃 縦横断面図	①切土・盛土をする前後の地盤面（盛土は茶、切土は黄で着色）②法面の位置及び勾配 ③擁壁（義務・任意）の位置・形状 ④予定建築物の位置 ⑤浸透施設の位置 等を記入	

（裏面に続く）

開発許可申請添付書類一覧（一般）

令和8年9月1日

No	添 付 書 類 等	備 考	確認
22	道路縦・横断面図	※道路を新設する場合	
23	雨水処理計画計算書	①必要となる処理量 ②施設の処理能力を計算したもの	
24	給・排水施設構造図	①施設の種類 ②寸法 ③使用材料等記入 ④浄化槽認定シート	
25	地盤調査報告書	調査の結果、軟弱地盤であるときは、対策工事施工計画書を添付	
26	擁壁（裏込め、水抜き含む）の断面図	①種類 ②寸法 ③材料 ④配筋サイズ・ピッチ ⑤縮尺等記入	
27	構造計算書 ※義務擁壁の場合	①計算書 ②地耐力の根拠（ボーリングデータ 等）	
28	資力・信用を証する書類 （自己用 1ha 以上、非自己用、盛土規制法）	①資金計画書 ②工事費見積書 ③残高証明書・融資証明書 ④業務経歴書 ⑤所得税又は法人税納税証明書 ⑥暴力団員等に該当しない旨の申告書	
29	工事施行者の能力を証する書類 （自己用 1ha 以上、非自己用、盛土規制法）	① 建設機械目録 ②技術者名簿 ③工事経歴書 ④建設業登録の写し	
30	宅地造成及び特定盛土等規制法のみなし許可等要否判定チェックシート	造成工事が行われるとき 埼玉県 HP の宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）についてのページからダウンロードしてください。	
31	放流許可書・道水路占用許可等の写し	道水路管理者・水利権者の放流・占用許可等が必要な場合	
32	道路工事施工承認書等の写し	道路法第 24 条に基づく道路管理者の施工承認が必要な場合	
33	設計者の資格に関する書類（1ha 以上）	卒業証明書又は資格証明書の写し	
34	その町長が必要と認める書類		

★申請書の様式は、吉見町の HP からダウンロードすることができます。（吉見町HP⇒MENU⇒くらし・手続き⇒都市計画⇒都市計画⇒開発許可制度⇒開発許可等申請書一覧）

★図面の縮尺などその他の記載要領については、埼玉県都市計画課発行「開発許可制度の解説（令和6年10月版）」第2編第1章「開発許可申請書等の作成及び手続（P392～）」を参照してください。

※ 全ての図面について区域を朱書きしてください。